

成績評価における客観的な指標

富山市立富山ガラス造形研究所学則

(試験)

第9条 試験は、年2回とし、学期の終わりに行う。ただし、臨時に行うことができる。

- 2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を所長に届け出なければならない。
- 3 前項に定める者には、追試験を行うことができる。
- 4 試験において不合格となった者には、再試験を行うことができる。

(成績の評価)

第10条 成績の評価は、A、B、C、Dとし、Dは不合格とする。

<実習及び実技>

成形技法や表現方法が

- A・・・特に優れている
- B・・・優れている
- C・・・一定の水準に達している

<講義>

工芸史や材料学等への理解が

- A・・・特に優れている
- B・・・優れている
- C・・・一定の水準に達している